

# 青森県都市計画マスタープラン



平成22年6月

## 青森県都市計画マスタープランの目的

..... 3

## 第1部 青森県都市計画基本方針

### 第1章 青森県都市計画基本方針の目的

1. 目的 ..... 9  
2. 背景 ..... 9

### 第2章 都市づくりの課題

1. 青森県を取り巻く環境変化 ..... 13  
2. 青森県の都市の課題 ..... 19

### 第3章 基本理念と視点

1. 都市づくりの基本理念 ..... 31  
2. 都市づくりの視点 ..... 33

### 第4章 都市づくりの方針と目標とする都市像

1. 都市づくりの方針 ..... 37  
2. 目標とする都市像 ..... 41

### 第5章 実現に向けた方策

1. 都市計画制度の運用方針 ..... 52  
2. 景観づくりの方策 ..... 60  
3. 協働で育む都市づくり ..... 62

## 第2部 圏域別計画

1. 東青圏域 ..... 66  
2. 中南圏域 ..... 74  
3. 三八圏域 ..... 82  
4. 西北圏域 ..... 90  
5. 上北圏域 ..... 98  
6. 下北圏域 ..... 106

## 用語解説

.....115

# 青森県都市計画 マスタープランの目的



## 1 目的

青森県都市計画マスタープラン(以下「マスタープラン」という)は、県内諸都市の発展動向や人口・産業の見通しなどを踏まえ、おおむね20年後の姿を展望した都市の将来像を描き、その実現に向けた都市計画\*の方向性を明らかにするものです。

現在、日本はこれまで経験したことのない人口減少・少子高齢社会\*を迎えており、さらには地球環境問題の深刻化や地方公共団体における財政状況の悪化など、都市を取り巻く環境は今後一層厳しさを増すものと予想されています。

本マスタープランは、こうした厳しい社会環境下にあっても、持続可能な都市を実現できるよう、県が市町村や県民に対して都市計画に関する考え方を示すものです。

### ▶都市計画

良好な都市の形成を目的に、都市計画法で定められたまちづくりのルールです。主な都市計画として、区域区分、地域地区、都市施設、市街地開発事業、地区計画などがあります。

### ▶少子高齢社会

出生率の低下により子どもや若者が減少を続け、その結果高齢者の割合が増加する社会をいいます。

### ▶都市計画区域マスタープラン

平成12年の都市計画法の改正に伴い新設された制度の一つで、都市計画区域を対象に、都道府県が都市の目標、区域区分の有無及び方針、主要な都市計画の決定の方針を定めるものです。

### ▶都市施設

都市における生活や都市機能を維持していくために必要な施設をいいます。

都市計画法においては、道路などの交通施設、公園などの公共空地、水道・下水道などの供給・処理施設、教育文化施設、医療・社会福祉施設などに限定しています。

## 2 構成

本マスタープランは、「青森県都市計画基本方針」(以下「基本方針」という)、「圏域別計画」、「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」(都市計画区域マスタープラン\*)で構成します。

### (1) 青森県都市計画基本方針 (県が任意に定める計画)

県土全体の都市計画に関する考え方のベース(基礎)となるものであり、本県の社会経済情勢や都市における課題、青森県基本計画などを踏まえ、長期間にわたり普遍性を有する都市づくりの基本的な考え方を示すものです。

### (2) 圏域別計画 (県が任意に定める計画)

基本方針を踏まえ、県内6圏域ごとに市町村の連携など圏域内のマネジメントにおける考え方や、広域的な視点での土地利用、都市施設\*及び自然的環境に関する方針を示すものです。

### (3) 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（法定の計画）

都市計画法\*に基づく方針であり、基本方針や圏域別計画を踏まえ、個別の都市計画区域\*における都市計画の目標や具体的都市計画に関する決定の方針などを示すものです。

▶都市計画法

都市計画の実施を図るための法律です。都市の健全な発展と秩序ある整備を図るため、①都市計画の内容及びその決定の手続き、②都市計画制限、③都市計画事業、④その他都市計画に関して必要な事項を定めています。

▶都市計画区域

健康で文化的な生活と機能的な都市生活を確保するため、都市計画を活用してまちづくりを行う区域をいいます。

都市計画区域の範囲は、市町村の行政区域にとらわれることなく、人口、就業者数などの一定の要件を満たす市町村の中心市街地を含み、かつ、自然的・社会的条件、人口・土地利用・交通量などの現況・推移を考慮して、実質的に一体の都市として総合的に整備、開発、保全する必要がある区域とし、都道府県が指定します。

図 青森県都市計画マスタープランの位置づけと構成



